

令和2年第9回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和2年9月25日(金)午後1時30分から2時45分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員(11人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	野町 亜理
会長職務代理者	3番	大久保暢夫
	4番	川島 一義
	6番	野村 勉
	7番	樋口 なぎさ
	8番	西岡 秀輝
	10番	福本 隆憲
	11番	西岡 大作
	13番	栗山 浩和
	14番	小松 豊喜

4. 欠席農業委員(3人)

	5番	千光士伊勢男
	9番	有澤 節子
	12番	山内 芳幸

5. 出席農地利用最適化推進委員(4人)

伊尾木	黒岩	榮之
川北	中平	秀一
畑山	小松	光正
赤野	大野	實

6. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項届出について
議案第2号 農地法第3条許可申請について
議案第3号 農地法第4条第1項許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項許可申請について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について
議案第6号 農地等の現況について
議案第7号 非農地証明願について
その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久
事務局次長兼振興係長 長野 顕文
事務局農地係長 岡田 元一

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数14人、出席者数11人です。欠席委員は、5番千光士伊勢男委員、9番有澤節子委員、12番山内芳幸で、所用のため欠席との連絡がございました。次に事務の概要報告をいたします。

8月28日に、高知市で高知県農業会議常設審議会が開催され、岡田係長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に川島一義委員及び樋口なぎさ委員を指名いたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項届出について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書1ページになります。

報告第1号、農地法第3条の3第1項届出についてですが、今回は4件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届出しなければならなくなっているものです。

届出番号1番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり奈比賀の4筆で、面積は全部で2,157㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号2番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり奈比賀の3筆で、面積は全部で2,038㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号3番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり川北甲の4筆で、面積は全部で775㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号4番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり東浜の3筆で、面積は全部で763㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第2号、農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は3ページです。

まず、申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり津久茂町、西浜、僧津の4筆で、地目は田で、面積は全部で6,038㎡です。

贈与による所有権移転の申請でナスと野菜を栽培しております。所在地につきましては、4ページに地図がございます。

左側の地図にありますように国道55号線の北にある津久茂町の農地と安芸馬ノ丁集落の西にある農地です。もう一つは右側の地図の僧津集落の北にある僧津地区ほ場整備区域内の農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては9月11日に川島一義委員、渡辺禎宏委員に、9月14日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

次に、申請番号2番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北乙の1筆で、地目は田で、面積は548㎡です。

売買による所有権移転の申請で水稻を作付する予定をしております。

所在地につきましては、5 ページに地図がございます。

江川内原野の弁天池の南西の方にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては9月10日に樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番は川島一義委員、福本隆憲委員、申請番号2番は樋口なぎさ委員、お願いします。

4番川島委員 9月11日に長野君と渡辺禎宏委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

10番福本委員 9月14日に長野君と入交大輔委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

7番樋口委員 9月10日に長野さんと中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって議案第2号、農地法第3条許可申請は、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(岡田) 議案第3号の4条申請について説明いたします。

議案書は6ページをご覧ください。今回2件が申請されています。

まず、申請番号1番です。現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。7ページに所在地の地図がございます。井ノ口高台寺集落に隣接した県道沿いの土地です。

申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は266.66㎡となっています。転用の目的ですが、農業用倉庫の建築となっています。

既設案件となっております、写真を見ていただいて、お分かりと

と思いますが、既に転用をしており、始末書を付けたうえの申請となっております。現地調査につきましては9月9日に内川昭二委員、野町亜理委員、大久保暢夫委員、千光士伊勢男委員、面岡大作委員、小松昌平委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第1種農地であると判断しています。理由は、10ha以上の集団農地であるためです。

第1種農地につきましては原則転用不許可であります。農業用施設を建てるため、農地法施行令第4条第1項第2号イの例外規定が適用できると考えております。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。農機具を保管する倉庫が必要であり、自宅及び耕作している農地に近い当該農地を選定したというものです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、既設のため、費用は発生しません。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、既設であり、転用は完了しています。

計画面積の妥当性につきましては、現地を確認した結果、農業用倉庫建築用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は申請者所有の農地であり西側は宅地であります。南側は申請者所有の農地及び被害防除計画の策定された農地であります。被害防除計画は境界に擁壁を設置して土砂流入を防ぎ、雨水については地中浸透及び西側水路への排水をすることにより、南側の農地へ影響がないようにする内容となっております。北側は県道を挟んで宅地であります。また、排水を生じる施設の設置はありません。なお、栃ノ木堰土地改良区からは当該農地の嵩上げについては同意したが、その後、改良区の同意を得ないまま当該転用事業を実施したことから、転用については同意しない旨の意見書が提出されています。ただ、当該転用事業の計画自体に周辺農地への影響を及ぼす要素は見受けられないことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっております。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用

計画は許可相当であると判断いたします。

続きまして、申請番号2番です。8ページに所在地の地図がございます。赤野の特別養護老人ホーム八流荘の北にある土地です。現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は畑、面積は22㎡となっています。転用の目的ですが、墓地の建立となっています。

既設案件となっております、写真を見ていただいて、お分かりと思いますが、既に転用をしており、始末書を付けたうえの申請となっております。現地調査につきましては9月15日に野町亜理委員、栗山浩和委員、大野實委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、その他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。他の場所にあった先祖の墓を合わせて新しく墓地を建設したというものです。周辺に墓地が集団的に建立されており、他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、既設のため、費用は発生しません。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、既設であり、転用は完了しています。

計画面積の妥当性につきましては、現地を確認した結果、墓地用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてはご説明します。当該申請地の東側、西側は墓地であります。南側は申請者所有の農地を経て市道及び宅地となっています。北側は申請者所有の農地であります。また、排水を生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透により処理する計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は私が行います。野町亜理委員、大久保暢夫委員、面岡大作委員もお願いします。申請番号2番は野町亜理委員、栗山浩和委員、お願いします。

1 番内川委員 9月9日に岡田君、野町亜理委員、大久保暢夫委員、千光士伊勢男委員、面岡大作委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

2 番野町委員 9月9日に岡田さん、内川昭二委員、大久保暢夫委員、千光士伊勢男委員、面岡大作委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

3 番大久保委員 9月9日に岡田君、内川昭二委員、野町亜理委員、千光士伊勢男委員、面岡大作委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

1 1 番面岡委員 9月9日に岡田君、内川昭二委員、野町亜理委員、大久保暢夫委員、千光士伊勢男委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

2 番野町委員 申請番号2番です。9月15日に岡田さんと栗山浩和委員と大野實委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

1 3 番栗山委員 9月15日に岡田君と野町亜理委員と大野實委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

3 番大久保委員 農業委員としては反対する立場にはないです。栃ノ木堰土地改良区の理事長の立場でお話しますが、今回の土地は平成19年に農地の嵩上げを行った際にトラブルがありました。改良区が転用の意見書を出す際には、地元の改良区理事に立会人の印を押してもらう必要がありますが、地元の理事が判子を押すことができないということで、栃ノ木堰土地改良区としては同意できないと意見書を出しております。

また、これ以外でも農地の嵩上げを毎年少しずつ行っている案件が見受けられますが、農業委員会としても厳密に確認をしていかないと今回のような問題が発生するのではないかと思います。

議長 他になければ、採決いたします。議案第3号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 はい、賛成多数です。よって、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(岡田) 議案第4号の5条申請について説明いたします。今回は3件申請が提出されております。

議案書は9ページをご覧ください。まず申請番号1番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで穴内甲で、地目

は田、面積は全部で3,475㎡、転用目的は太陽光発電パネル設置となっております。場所については10ページに地図を掲載しています。穴内の竹内石油さんの西で、国道55号線と土佐くろしお鉄道のごめんなはり線の鉄道敷に挟まれた農地となっております。現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

現地調査につきましては8月13日に野町亜理委員、長野榮徳委員にいただきました。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、その他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、周囲に太陽光を妨げるものがなく太陽光発電に適していると考え選定したというものです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、残高証明書を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、太陽光発電パネル設置用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は私道及び譲渡人所有の農地であります。西側は国道及び鉄道用地、南側も鉄道用地であり、北側は国道であります。また、太陽光発電パネルを配置する甲7番1、甲7番2以外はフェンスを設置せず当該申請地に挟まれた赤線は通行できるようにするため、申請農地に挟まれた農地（譲受人含む複数名が相続により所有権を得た農地：甲3985番2、甲3985番1）、東側の農地（甲13番1）の営農に支障はありません。また、排水を生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透により処理する計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっております。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、

農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号2番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、西浜で、地目は田、面積は342㎡で、転用目的は自己住宅の建築です。

場所は11ページに地図を掲載しています。安芸市立おひさま保育所の南にある農地となっております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。現地調査については9月11日に川島一義委員、渡辺禎宏委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種の農地であると判断しています。理由は、住宅、事業施設、公共施設が連坦した区域内の農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現在の住まいは子供の成長とともに手狭になってきたため、新築先を探しておりました。当該申請地は南海トラフ地震による津波の影響が少なく、近くには申請者の実家があり子育てにも都合がいいことから当該申請地を選んだというものです。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預貯金通帳、融資資料を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、自己住宅建築用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の周囲に農地はありません。また、生活雑排水は浄化槽で浄化した後に南側の道路側溝に排水し、雨水も同様に南側の道路側溝へ排水する計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域内となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用

計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号3番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、赤野甲で、地目は田、面積は416㎡で、転用目的は自己住宅兼貸別荘の建築です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。場所は12ページに地図を掲載しています。赤野の特別養護老人ホーム八流荘の南で、国道55号線の南にある海沿いの農地となっております。現地調査については9月15日に野町重理委員、栗山浩和委員、大野實委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、その他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人である法人が法人経営者の住居兼貸別荘を建築するための土地を探していたところ当該申請地の所有者から土地を譲ってもらえる話があり、南海トラフ地震による津波の影響も受けにくいことから当該申請地を選んだというものです。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資資料、支払い済費用の領収書を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、自己住宅兼貸別荘建築用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は譲渡人所有の農地であります。西側は宅地、南側は赤線及び譲渡人所有の農地であります。北側は雑種地及び国道であります。生活雑排水は浄化槽で浄化した後に北側の私道側溝に排水します。自然浸透により処理できない雨水についても同様に北側の私道側溝へ排水する計画であります。建物は当該申請地の北半分には建築し、南半分にはプールを設置します。なお、プールの排水については南側の排水管により排水処理を行う計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は野町亜理委員、申請番号2番は川島一義委員、申請番号3番は野町亜理委員、栗山浩和委員、お願いします。

2番野町委員 8月13日に長野さんと長野榮徳委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

4番川島委員 9月11日に長野君と渡辺禎宏委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

2番野町委員 9月15日に岡田さんと栗山浩和委員と大野實委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

13番栗山委員 9月15日に岡田君と野町亜理委員と大野實委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書は13ページになります。

申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり伊尾木の農地1筆で、地目は田で、面積は849㎡です。ナスを作付しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米6俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、15ページの左に地図がございます。伊尾木の辻製油高知工場の西の方にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は866㎡です。水稻を作付する予定をしており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり7,000円の条件で新規設定する計画です。

次に、申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,547㎡です。水稻を作付する予定をしており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり10,000円の条件で新規設定する計画です。

申請番号2番と3番の所在地につきましては、15ページの右に地図がございます。土居の野良時計の南西の方にある農地です。

申請番号4番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野甲の農地3筆で、地目は田で、面積は全部で1,959㎡です。ナスを作付する予定をしており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり10,000円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、16ページの左に地図がございます。赤野のレストラン矢流の北東の方にある旧八流地区ほ場整備区域内の農地です。

申請番号2番から4番の現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

申請番号2番から4番は借受人が同じなので農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、一緒に判断しますが、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号5番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野乙の農地1筆で、地目は田で、面積は600㎡です。ナスを作付する予定をしており、5年間の使用賃貸借契約をし、賃借料は無償の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、16ページの右に地図がございます。赤野東寄集落の東にある赤野川の北側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次の申請番号6番、7番は、農地中間管理事業を活用した案件となります。

申請番号6番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野乙の農地1筆で、地目は田で、面積は579㎡です。作物は転借人がナスを作付する予定をしており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり74,640円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、17ページに地図がございます。赤野叶岡集落の北にある雨降シ地区ほ場整備区域内の農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号7番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野乙の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で1,120㎡です。作物は転借人がナスを作付する予定をしており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり74,640円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、17ページに地図がございます。申請番号6番の西隣りの農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、申請番号1番は内川昭二委員、黒岩榮之委員、申請番号2番と3番は福本隆憲委員、入交大輔委員、申請番号4番から7番は野町亜理委員、栗山浩和委員、大野實委員に確認していただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は黒岩榮之委員、申請番号2番と3番は福本隆憲委員、申請番号4番から7番は大野實委員、お願いします。

黒岩推進委員 9月16日に長野君と内川昭二委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

10番福本委員 9月14日に長野君と入交大輔委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

大野推進委員 9月15日に岡田君と野町亜理委員と栗山浩和委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第5号、農業経営基盤強化促進

法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案6号、農地等の現況についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（岡田）議案第6号、農地等の現況について説明いたします。議案書は18ページをご覧ください。

本案件は高知地方裁判所から民事執行法による売却のため、土地の現況地目等について、農業委員会に照会してきたもので、農地所有者、対象地は記載のとおりです。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。場所は19ページに地図がございしますが、井ノローノ宮集落内にある岩谷川の北側にある土地です。写真を見ていただいたら分かりますが、住宅の敷地とその庭となっております。なお、9月18日に大久保暢夫委員、面岡大作委員、小松昌平委員に現地確認していただきました。現地につきましては、北側が宅地で、南側が山林又は原野の状態であり、いずれも農地とは判断できない状態であります。農地法の転用許可は受けておりません。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を大久保暢夫委員、面岡大作委員、お願いします。

3番大久保委員 9月18日に岡田君と面岡大作委員と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

11番面岡委員 9月18日に岡田君と大久保暢夫委員と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

（発言等なし）

議長 他になければ採決をいたします。議案第6号、農地等の現況については、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第6号、農地等の現況については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第7号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（岡田）議案第7号、非農地証明願について説明いたします。議案書は20ページをご覧ください。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。所在地の地図は21ページに掲載しております。赤野の特別養護老人ホーム八流荘の南にある土地です。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、現況地目は宅地、面積は128㎡となっております。

現地は昭和42年建築の居宅等がありまして、建物敷地となって現在に至っております。固定資産税課税データで調べることができる最

も古い平成14年の記録以降も宅地として評価されていることを確認しています。

これらのことから、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては9月15日に野町亜理委員、栗山浩和委員、大野實委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を野町亜理委員、栗山浩和委員、お願いします。

2番野町委員 9月15日に岡田君と栗山浩和委員と大野實委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

13番栗山委員 9月15日に岡田君と野町亜理委員と大野實委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第7号、非農地証明願については、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第7号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局(長野) 来月の定例会は10月26日の月曜日の午後1時30分より行いますので、出席をお願いします。

農業者年金加入推進特別研修会が10月15日に開催されますので参加者は報告をお願いします。別紙のとおり新型コロナウイルス感染症の影響があった農業者に対し、借地料を支援する制度があります。

事務局(岡田) 農地利用状況調査をお願いしておりますが、10月2日が提出日なので、よろしくをお願いします。また、農業委員会活動記録簿の提出もお願いします。

事務局(長野) この後、昨年もご協力していただきましたが、人・農地プランの実質化について、農林課担当から説明と協力依頼があります。

(農林課岡村補佐より説明)

議長 以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。